

会 議 録 第 5 号

1. 招集日時 令和2年3月6日(金) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 21名

- 1番 鈴木勝利君
- 2番 藤田尚美君
- 3番 秋山泉君
- 4番 長田麻美君
- 5番 山本伸子君
- 6番 守屋常雄君
- 7番 伊藤裕一君
- 8番 石原幸雄君
- 9番 柳井哲也君
- 10番 甲斐徳之助君
- 11番 池辺己実夫君
- 12番 加川裕美君
- 13番 北島登君
- 14番 杉森弘之君
- 15番 須藤京子君
- 16番 黒木のぶ子君
- 17番 諸橋太一郎君
- 18番 市川圭一君
- 20番 板倉香君
- 21番 遠藤憲子君
- 22番 利根川英雄君

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
経営企画部長	吉 田 将 巳 君
総 務 部 長	植 田 裕 君
市 民 部 長	高 谷 寿 君
保健福祉部長	藤 田 幸 男 君
環境経済部長	藤 田 聡 君
建 設 部 長	山 岡 孝 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会計管理者	飯 島 希 美 君
監査委員事務局長	大和田 伸 一 君
農業委員会事務局長	結 速 武 史 君
経営企画部次長兼 財 政 課 長	山 崎 裕 君
総務部次長兼 管 財 課 長	野 口 克 己 君
市民部次長	小 川 茂 生 君
保健福祉部次長兼 保 育 課 長	中 山 智 恵 子 君
保健福祉部次長兼 健康づくり推進課長	内 藤 雪 枝 君
環境経済部次長	梶 由 紀 夫 君
建 設 部 次 長	根 本 忠 君
建 設 部 次 長	長 谷 川 啓 一 君
建設部次長兼 下 水 道 課 長	野 島 正 弘 君
教育委員会次長	飯 野 喜 行 君
教育委員会次長兼 教 育 企 画 課 長	吉 田 茂 男 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	滝本仁君
庶務議事課長	野島貴夫君
庶務議事課長補佐	飯田晴男君
庶務議事課主査	宮田修君

令和2年第1回牛久市議会定例会

議事日程第5号

令和2年3月6日（金）午前10時開議

- 日程第 1. 一般質問
- 日程第 2. 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 3. 議案第 2号 牛久市議会の議決すべき事件に関する条例について
- 日程第 4. 議案第 3号 牛久市まち・ひと・しごと創生推進会議設置条例について
- 日程第 5. 議案第 4号 牛久市社会福祉法人設立認可等審査委員会設置条例について
- 日程第 6. 議案第 5号 牛久市高齢者保健福祉計画策定委員会設置条例について
- 日程第 7. 議案第 6号 牛久市地域包括支援センター運営協議会設置条例について
- 日程第 8. 議案第 7号 牛久市地域密着型サービス運営協議会設置条例について
- 日程第 9. 議案第 8号 牛久市公共事業再評価委員会設置条例について
- 日程第10. 議案第 9号 牛久市公共施設等総合管理基金条例について
- 日程第11. 議案第10号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例について
- 日程第12. 議案第11号 牛久市立学校設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第13. 議案第12号 牛久市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第14. 議案第13号 牛久市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第15. 議案第14号 牛久市財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16. 議案第15号 牛久市地域福祉基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第17. 議案第16号 牛久市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第18. 議案第17号 牛久市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第19. 議案第18号 牛久市職員退職手当基金条例を廃止する条例について
- 日程第20. 議案第19号 牛久市国際交流基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例について
- 日程第21. 議案第20号 牛久市健康管理基金条例を廃止する条例について
- 日程第22. 議案第21号 牛久市商工業振興基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例について

- 日程第23. 議案第22号 牛久市農山漁村ふるさと事業基金条例を廃止する条例について
- 日程第24. 議案第23号 牛久市小規模水道事業給水条例を廃止する条例について
- 日程第25. 議案第24号 令和元年度牛久市一般会計補正予算（第9号）
- 日程第26. 議案第25号 令和元年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27. 議案第26号 令和元年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第28. 議案第27号 令和2年度牛久市一般会計予算
- 日程第29. 議案第28号 令和2年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第30. 議案第29号 令和2年度牛久市青果市場事業特別会計予算
- 日程第31. 議案第30号 令和2年度牛久市介護保険事業特別会計予算
- 日程第32. 議案第31号 令和2年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第33. 議案第32号 令和2年度牛久市下水道事業会計予算
- 日程第34. 議案第33号 牛久市道路線の認定について
- 日程第35. 議案第34号 物品購入契約の締結について
- 日程第36. 意見書案第1号 児童虐待防止対策の推進を求める意見書の提出について
- 日程第37. 休会の件

午前10時03分開議

○議長（石原幸雄君） おはようございます。

執行部より、18番市川圭一君の一般質問に対する参考資料配付の申し出がありましたので、これを許可し、各机上に配付しました。また、請願第1号に関する追加の署名が提出されましたので報告をいたします。

ここで、執行部より発言の許可を求められておりますので、これを許します。教育委員会次長吉田茂男君。

○教育委員会次長兼教育企画課長（吉田茂男君） おはようございます。

教育委員会より、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための3月2日からの学校臨時休業に対して、預け先が必要な保護者への対応の状況について御報告させていただきます。

当初、3年生以下を対象にお預かりの募集を実施しましたが、収容人員に余裕ができましたので、4年生までを対象に募集を実施いたしました。その結果、昨日現在で661名の児童の方のお申し込みがございまして、対応をしております。3年生以下におきましては、昨日5日から児童クラブ及び学校の教室等を利用してのお預かりを実施しております。4年生につきましては、週明けの月曜日9日より同様のお預かりを実施する予定でございます。今後、4年生以下にかかわらず、さまざまな事情のある御家庭の方に対しては柔軟に対応していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（石原幸雄君） これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。



一般質問

○議長（石原幸雄君） 初めに、6番守屋常雄君。

〔6番守屋常雄君登壇〕

○6番（守屋常雄君） 皆様、どうもおはようございます。守屋常雄でございます。

それでは、一問一答方式で御質問させていただきます。

本日は、市民の皆様から寄せられております2つの質問についてお聞きしたいと思います。

まず、最初の質問は、多発する空き巣と自動車の盗難に対する被害をどうすれば減らせるかという点についての質問です。皆様御存じのとおり、自動車の盗難数では茨城県が全国ワースト1であり、茨城の中でも牛久市は第3位の被害の大きな地域です。警察も頑張って検挙数は多いのですが、発見されたときには時既に遅く、車は使用不能なものが大部分です。任意保険を手厚くかけていればまだしも、意外とそうでもなく、気の毒な結果も多いと聞いております。

やはり、車の防御を厳重にする態勢をとる必要があると思いますが、私もショックを受けたのが、周辺にお住まいの市民の方々の自宅で、昨年後半に立て続けに3件車両を盗まれる事案が発生しました。車も発見できなかったものと思われます。その他の被害も聞いておりますが、余り積極的に被害をお話する市民の方々は少ないのが実情だと思いますが、牛久市全体での車両盗難に対する具体的な対策はどうなっていますか、お聞きしたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 市民部次長小川茂生君。

○市民部次長（小川茂生君） お答えいたします。

昨年の牛久市での刑法犯認知件数は、総数で701件と一昨日に比べ52件増加をしております。空き巣などの侵入盗に関しては61件と45件減少しているものの、自動車盗は119件と49件も増加しており、議員御案内のとおり県内ではつくば市、土浦市に次いで牛久市が3位となっております。

犯罪被害を減らすために、これまでも実施してまいりました街頭防犯カメラの設置をさらに推進して充実を図りたいと考えております。また、市の防犯サポーターによる青色防犯パトロールも防犯に多大な効果を発揮しており、正月三が日を除く毎日午後2時から午後10時まで、2台4名体制で実施をしております。こちらは、各行政区や学校等からも巡回の要望が多く、「青色の回転灯を見ると安心する」といった声もいただいております。

また、防犯の広報啓発活動にも力を入れており、ことしの広報うしく4月1日号におきましても牛久警察署と協議の上、自動車窃盗に関する特集記事を掲載する予定であります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 守屋常雄君。

○6番（守屋常雄君） ありがとうございます。警察と市役所のパトロールの継続と、市民レベルで自分の町を守る注意の喚起が必要だと思います。小さな兆候をつかむための毎日の注意を欠かさないようにすることを、小さな集団から初めていく住民力を結集するためにでき得る情報を市民の皆様にも今後流していただきたいと思います。

続きまして、もう一つ不安に思っている市民の方が多いのは、空き巣犯罪の件です。この犯罪は、今は周辺は全然ないと思っている、自分のところはまだ大丈夫だと思っている、突然集中して起こる点が怖いところです。別におどかさわけではありませんが、空き巣犯は事前に下見を丹念に行うとのこと。そして、ターゲットを絞り込んで犯行に及ぶとのこと。また、何回も狙われる市民宅もまれにあります。我々市民レベルでやれることは、自治会が中心になりしっかり青色パトロールの巡回を実施したり、もっと団結の強い自治会では、毎日夕方大勢で徒歩にてテリトリー内を巡回パトロールしている熱心なところもあります。

それと、3月になって感激したのが、消防団の方々が、冬の巡回は例年12月から2月まで

なのに、ほかの件があったからだとは思いますが、ことしは3月までやってくれると言っていました。私は前から消防団の車両が通ると、家にいるときは必ずお見送りをしていますが、大変うれしく思います。しかし、このような夜のパトロールが空き巣防止に非常に大事になると思います。振り込め詐欺を防止するのと同じで、警察と市役所の担当課の力で、あらゆる機会を通じて今後空き巣の防止策の講習を何回もやるのが、実は一番いいことだと思います。そして、今世間で活用されている安心戸締まりグッズなどの情報の紹介だとか、具体的な犯人の服装情報や下見の行動パターンなど、そのような情報をぜひ市民の方に知らせ、納得した意識づけが大事だと思っています。

空き巣は、現在真夜中でなく夜8時ごろに入るケースもあるとのこと。これは、非常に鉢合わせすると危ないことになります。実際にこの経験をされた市民の方からお話をお聞きする機会がありました。車両もとられると大変悔しいですが、命の危険のある空き巣も見逃さずに少なくしたいと思います。今入られないから大丈夫と思っていたら危ない目に遭います。犯人は回遊していることを忘れずに対策、アドバイスをぜひ市にお願いしたいと思います。お答えできる範囲でよろしく願いいたします。

○議長（石原幸雄君） 市民部次長小川茂生君。

○市民部次長（小川茂生君） 御指摘のとおり、犯罪の起きにくい環境をつくるためには、繰り返し防犯教育を行い、市民一人一人の防犯意識を高めることも大変重要となります。市では、現在防犯団体の会合の際には、牛久警察署へ警察官による防犯講話を要請して実施しております。また、シニアクラブや児童クラブでは、交通安全教化員による防犯教室や防犯訓練、交通防災課職員による講習等も実施をして、あらゆる機会に最新の犯罪の手口や防犯の知識を広めるように努めております。また、活動の質を高めるために各種研修会にも参加をしており、1月に開かれた茨城県防犯ボランティア研修会では、市内3団体5名の防犯ボランティアの方々と市の職員2名が研修を受けてまいりました。

市内の犯罪被害を減らすため、この4月からは新たに地域安全課も発足いたします。警察や防犯団体とのさらなる連携を図り、防犯活動の質と頻度の向上に努めてまいります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 守屋常雄君。

○6番（守屋常雄君） ありがとうございます。魅力度ランキングが現在茨城県は最下位で、自動車盗難全国1位では話になりません。住みやすさが上位であると信じる牛久を、ぜひみんなの力を結集して守っていきたいと思いますので、牛久警察と市役所スタッフの方々も頑張ってお願いたします。

それでは、もう一つの質問ですが、市道1285号線の雨水管の延伸工事を、市が何年もかけて行っているが、昨年10月24日の豪雨でも安心して見ていられるくらいになってまいり

ました。一方、下町ポンプ場付近の調整池の貯水量は、まだまだ万全ではないと思います。また、向台地区や神谷等は今後も住宅がふえ、調整池に流入する雨水がふえる可能性があると思います。

そこで、近くの住民の方々が安心できる調整池の排水能力アップの強化策を伺いたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 牛久市では、浸水被害者を解消すべく、平成21年度より雨水排水整備に力を注いでまいりました。特に被害の多かったみどり野地区及び東みどり野地区を含め、下町排水区につきましては継続して整備を進めているところでございます。同時に、その排水先となる根古屋川緑地調整池と国道6号の西側にございます下町緑地調整池の整備を進めておりますので、池の量につきましては排水区の雨水排水量を考慮した上で、2つの調整池を一体として計画しているものでございます。現在は、根古屋川緑地調整池から根古屋川だけに流出させておりますが、今後は根古屋川緑地調整池から下町緑地調整池にも流出させる管を整備する計画となっております。この整備をすることにより、根古屋川緑地調整池から水の流出量がふえることで、池の容量は確保されることとなります。また、下町排水区には向台地区なども含まれておりますが、区域として流量の計算をしておりますので、住宅が増加しても池の量についての問題はございません。今後も鋭意整備を進めてまいります。

○議長（石原幸雄君） 守屋常雄君。

○6番（守屋常雄君） 市長にお答えいただきまして、ありがとうございます。そうしますと、非常に長い年月かかりましたけれども、調整池のほうも雨水管と同じく、もうある程度結果が見えたというところでよろしゅうございますか。よろしかったらちょっと最後にもう一回お話を承りたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 建設部次長野島正弘君。

○建設部次長兼下水道課長（野島正弘君） お答えいたします。

調整池の容量につきましては、排水区全域、その全域の中で雨水管などを計画どおり全て整備した際に必要となる容量、こちらをもって計画をしております。現在、調整池に集まってくる水につきましては、まだ計画より少ない量であることから、調整池につきましても完成形ではなくて、今の現時点、暫定形のもので調整機能、効果というものを発揮しているというのが現状でございます。現段階で、あと何年ということは申し上げられませんが、今後も配水区域内の雨水管の整備、こちらの進捗に合わせて調整池の整備も進めてまいりたいというふうに考えております。

そのような中で、当面の調整池機能確保のために、先ほど市長のほうから御答弁させていた

だきました池と池をつなぐ雨水管、こちらの整備につきましては、ほかの事業との調整をしながらにはなりますが、早期の整備ができるよう努めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほうよろしく願いいたします。以上です。

○議長（石原幸雄君） 守屋常雄君。

○6番（守屋常雄君） どうもありがとうございました。本当に私、こんな市議員になって大きなことをやるということは、まず自分では考えていなかったんですけども、やっぱり近隣のそういった水のいろいろな事故とかそういうものが多かったので、今回出たんですが、どうやらこれで大体自分の任務も少し終わったかなというところでございますけれども、あと残り3年間一生懸命頑張っていきたいと思います。

コロナウイルスとかそういうので、皆さんも非常に大変な思いをしていると思うんですけども、先も見えず、ことしは本当に大変な年になりそうですけれども、日本のことわざで、物事はなるようになりますと、心配するなという言葉もあります。現在、私の次男が社命でタイに行っていて、仕事させられているんですけども、タイもついに出入国はオーケーなんだけれども、行ったら2週間ホテルに缶詰めになってしまうということで、当分日本には帰ってこれないと思いますけれども、いろいろありますけれども、日本と日本人というのはそう弱くもないと思います。冷静に明るく過ごしていきたいと思います。

どうもありがとうございました。これにて守屋の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（石原幸雄君） 以上で6番守屋常雄君の一般質問は終了いたしました。

次に、7番伊藤裕一君。

〔7番伊藤裕一君登壇〕

○7番（伊藤裕一君） 会派フォーサイトの伊藤裕一でございます。本日は3点質問させていただきます。

1点目は、市街化調整区域における開発行為についての質問をいたします。

御承知のように、少子高齢化が進行する中、行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供することが求められていることを踏まえ、茨城県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例が定められ、土地利用や福祉分野の事務の一部が県内の市町村に権限移譲されておりますが、その中には都市計画法第34条第1項にかかわる市街化調整区域における開発行為の許可基準が含まれていることは論を待たないところであります。

しかしながら、その許可基準をめぐり、次のような事例が発生したと聞き及んでおります。すなわち、市内のある法人が市内に所有する市街化調整区域内の土地に医療施設を建築し、その建物を診療所として賃貸してきましたが、昨年当該施設を介護施設に用途変更して、引き続

き賃貸借を継続したいとの打診を茨城県及び本市に行ったところ、断られたという事例であります。その理由は、当該施設は平成19年11月30日以前に医療施設として開発許可が不要で建てられた施設であるが、法律の改正により現在医療施設を介護施設にする等の用途変更を行う場合は、都市計画法第34条第1項や同法第43条等に基づき、都道府県知事の許可を得る必要があるだけでなく、都市計画法にかかわる茨城県の市街化調整区域における開発行為の判断基準により、その申請者は介護事業を行うもの本人である必要があり、賃貸借は認めないというものであります。

一方、用途変更を拒否された当該法人は、関係法令のこのような運用に納得せず、賃貸借での許可を求めべく茨城県の担当者と協議を重ねましたが、茨城県の建築指導課では、公益上必要な建物の申請者の資格は、用途外建物の乱立を防ぐ等の理由で、みずから建築物を所有することが必要であり、賃貸借は認めないとの解釈をしているものの、冒頭に示したように、茨城県では土地利用にかかわる権限を県内の市町村に移譲しており、本市もその例外ではないことから、牛久市に対しても賃貸借は認めないとの茨城県の解釈を禁止しているわけではないとの明言をしたことであります。それゆえ、当該法人では本市の担当者と再度協議を行いました。その担当者は茨城県の解釈と同様、みずから建築物を所有することが必要であり、賃貸借は認められないとの回答であったとのことでございます。

ちなみに、市街化調整区域における建物の用途変更について、賃貸借での許可を得られなかった法人は、介護施設との契約を破棄され、大きな損害を被ったとのことであります。

ところで、隣接のつくば市では、市街化調整区域の許可基準としてつくば市開発許可の手引を作成し、茨城県から権限を移譲された関係法令の運用基準を明確に定めております。その第4章の公益上必要な建物にかかわる解説欄において、予定建築物の規模等について、市街化調整区域において公益上必要な建築物は自己の業務の用に供するもので、申請者みずからが建築または取得し、業務を営むものであるが、既存建築物の有効利用を図る上でも、関係法令に基づいて安全性が確保され、施設設置基準等に支障がなければ、賃貸借での使用を認めると記されているのであります。

このように、都市計画法第34条第1項にかかわる市街化調整区域における開発行為の判断基準について、つくば市では賃貸借の使用が認められているにもかかわらず、何ゆえ本市においては認められないのか甚だ疑問を感じると同時に、賃貸借が認められない状態が続けば、空き家等が増加する温床にもなると判断をいたします。

そこで質問をいたします。本市においては、市街化調整区域における開発行為の許可基準について、つくば市のような開発許可の手引を明確に定め、その中で建物の賃貸借を認めるべきであると考えてるのでありますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか、質問をいた

します。

○議長（石原幸雄君） 建設部長山岡 孝君。

○建設部長（山岡 孝君） 都市計画法では、地形等の自然的条件、日常生活圏及び主要な交通施設の設置の状況などを鑑み、一体の都市としての整備、開発及び保全すべき区域を都市計画区域と指定し、優先的に市街化を図るべき区域を市街化区域、市街化を抑制すべき区域を市街化調整区域として定めております。

また、市街化調整区域内での開発行為は、都市計画法第33条の開発行為技術基準並びに第34条に定められている立地基準に適合するものでなければ許可をしてはならないと定められております。

なお、介護施設等の社会福祉施設等につきましては、平成19年の都市計画法改正に合わせて、許可不要とされていた社会福祉施設、医療施設などの公益上必要な建築物等を、まちづくりの観点から立地の適否について判断するため開発許可制度が適用されることとなり、市街化調整区域内で立地する場合は開発許可が必要となりました。

そのため、牛久市では平成22年9月6日に施行の牛久市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例施行規則において、市街化調整区域内での開発行為については「茨城県が制定した基準等による」と定めており、社会福祉施設等の立地判断についても同基準等によることとなります。

賃貸借の介護施設の立地については、茨城県で定めた社会福祉施設の立地基準に準拠しないため、その他特に定めのないものの取り扱いとなり、茨城県開発審査会に付議し、可否判断を行うこととなります。

今後、茨城県において実施する市街化調整区域内での賃貸借による社会福祉施設等の取り扱い基準で改定する場合には、牛久市におきましても同様の判断を行うこととなると考えております。

また、議員のほうからお話がありましたつくば市におきましては、人口20万人以上の要件を満たし、施行時特例市として平成19年4月1日より開発行為許可行政を行っておりまして、市のほうで独自で運用基準や開発審査会というのを設けております。昨年その運用基準において、賃貸においても一定の要件を満たす場合のみ認められるとなったものでございます。

牛久市においては、先ほども答弁したように、平成22年10月1日より権限移譲を受けておりますが、先ほども御答弁させていただいたとおり、独自で運用基準を作成したり審査会を設置することが困難であったことから、茨城県の制定した基準に基づき審査を行っているところであります。権限移譲を受けております県内牛久市以外の25市町村におきましても、同様に茨城県の基準に基づき審査を行っているところでございます。先ほども御説明しましたが、

茨城県の基準においては自己の業務の用に供するものであり、原則貸借が認められておらず、その他特に定めのないものの取り扱いとなり、茨城県開発審査会に付議し、可否判断を行うこととなります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 伊藤裕一君。

○7番（伊藤裕一君） 茨城県の開発審査会に諮っているとのことではありますが、今のところの、わからないかもしれないんですが審査状況ですね、またいつぐらいに判断が出るのかという点について確認をしたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 建設部長山岡 孝君。

○建設部長（山岡 孝君） 茨城県の開発審査会に諮るに当たっては、その許可申請も出た後での話になりますので、今現在まだ相談の段階で、そこまで至っておりませんので、今のところそういう状況でございます。

○議長（石原幸雄君） 伊藤裕一君。

○7番（伊藤裕一君） 空き家対策という観点から、既存の既にある建物でもございます、今後も牛久市において独自の基準を定めるお考えはないのかについて再度確認をしたいと思ます。

○議長（石原幸雄君） 建設部長山岡 孝君。

○建設部長（山岡 孝君） こちらについては、これまでも県のほうの調整会議、また県南地区で同じ市町村の集まる分科会等、意見の交換等の場もございます。そういった中で議論をいただきながら、基準に関する提案等もしていきたいと思っております。また、茨城県とも個別に可能性の協議についても進めていきたいと思っておりますので、御理解賜りたいと思ます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 伊藤裕一君。

○7番（伊藤裕一君） 次に、業務自動化についての質問です。RPAとは、ロボティック・プロセス・オートメーションの略語で、定型的な事務作業をパソコンの中にあるソフトウェア型のロボットが代行、自動化する概念のことです。総務省の有識者会議、自治体戦略2040構想研究会が2018年に発表した第二次報告書の中で、従来の半分の職員でも自治体が本来担うべき機能を発揮するスマート自治体への転換を打ち出したことが一つの契機となり、RPAの導入が進んでおります。県内におきましても、茨城県やつくば市を初め日立市、小美玉市、龍ヶ崎市等が導入や実証実験、調査研究を進めており、とりわけつくば市が市民税課、市民窓口課の合計6業務を対象としてRPA化の実証実験を実施、本年度末までに19の課でRPA化を目指していることは、その研究成果を公表していることもあり、全国的な注目を集めているとのことでもあります。

しかしながら、今回質問に当たり参考にしました日経グローバルという雑誌のアンケート調査によれば、本市はRPAの導入状況に関する設問に、導入しておらず検討の予定もないと回答しており、消極的な姿勢であることが伺えます。先ほど、半分の職員という話もありましたが、私は人件費削減というよりは、公務員といえども人手不足の中で働き方改革を進め、政策立案や対人業務など人にしか担えない業務に集中してもらうためにRPAの導入が必要と考えます。

改めまして、本市のRPAの取り組み状況を伺います。

○議長（石原幸雄君） 総務部長植田 裕君。

○総務部長（植田 裕君） RPAを活用した業務プロセスの自動化についてであります、近隣では議員がおっしゃられたように、つくば市を初め全国で幾つかの自治体が、市の業務うち定型的な業務への活用として実証実験や導入を行っていることは確認をしております。

当市では、RPAの取り組みまでには至っておりませんが、限りある予算を効果的に活用し、また時間外労働時間縮減等の観点から、AIやRPAに関する情報を収集し、今後の行政サービスへの活用に向けて調査研究を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 伊藤裕一君。

○7番（伊藤裕一君） 調査結果というお話がありました。一気に複数分野での採用が難しい場合、他市で採用事例が多い、すなわち効果が見込みやすい分野が導入してはとも考えております。先進自治体の例といたしましては、チャット形式による住民からの定型的な質問への回答システム、保育所利用希望者の情報をデータベースに登録、採点を行いまして、保育所のマッチングを行う保育所入所手続、事業所の新規登録等の税務などが挙げられます。保育所や税務などの事務作業についていえば、まず情報をコンピューターに入力、ソフトウェアが分析を行うという大まかな流れになるかと思いますが、入力する情報が紙であったとしても、手書きの文字を自動的に読み取り、データ化することができ、これまでと比べ精度も大幅に向上したAI OCRという新技術が登場したことで、分析の部分のみならず入力作業までも自動化しやすくなり、RPA導入の後押しにもなっているそうでございます。これら業務への活用検討のお考えを伺います。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 先進事例としての住民対応、保育所の入所の手続、税務の活用等のRPA導入に関してさまざまな報告をなさっております。報告の中で、業務改善の効果とともに対象となる業務の選定、RPAシナリオ作成、継続的にRPAを扱える人材の育成、業務の継続性の確保などの課題についても挙げられております。

市としても、調査研究段階でございますけれども、各業務の対応の仕方や、そして自治体に

より異なること、また費用対効果だけではなく費用の安さ、そして業務の継続性の視点を考慮しつつ、他の自治体の事例等を参考にしながら、AIやRPAの導入について検討してまいります。

○議長（石原幸雄君） 伊藤裕一君。

○7番（伊藤裕一君） 他市の事例から、例えば小美玉市の住民税課税情報の入力情報、入力の実証実験では36%の作業時間削減効果、茨城県でも大変大きな数字ですが86.5%の労働時間削減効果が実験で出ているとのことでありまして、程度の差はありますが、RPAの導入効果というのはおおむね実証できているものと思われまます。茨城県の事例では、大井川知事の発案で検討が開始された2018年4月時点で予算がゼロであるなど、これまで決して積極的であったというわけではなかったにもかかわらず、わずか4カ月で実証実験の実施にこぎつけた例もございまして、やはり首長の意思というのが大きなものがあるなど感じるところでございます。再質問で聞こうと思っていたんですが、改めまして根本市長は、このRPA導入についてのお考え、またいつごろまでに検討を進めていくことをお考えなのか伺いたいと思いません。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 今働き方改革や、そしてさまざまな事案を考えると、私はあと5年前後ではこのような状況になるのかな、今入力するとかいろいろな初期的経費もかかるようでございますけれども、でもそれあっても、その働き方改革によって時間それから職員の時間外なんかも加味すると、決して多くない投資かなと、投資という言葉はおかしいかもしれませんが、経費なのかなということを私は思っております。ですから、こういうことをしながら、そして、ただ市の業務は人対人が原則でございますので、その面をどうして、市民に対応するか、そして市民の対応とこういうAIそれからこの機材を使つての職務というのは、これから大きな行政の転換期になるかと私は思っております。

○議長（石原幸雄君） 伊藤裕一君。

○7番（伊藤裕一君） そうですね、先ほども申しましたが、人対人の業務にも集中するという観点から、半分の職員というのは無理だと思いますね、市役所の場合は。したがって、それを導入することによりまして、本来やるべき仕事に集中しやすくなるという観点から導入の検討を進めていただきたいと申しまして、次の質問に移らせていただきたいと思いません。

次に、国道6号牛久土浦バイパス及び市道23号線についての質問です。周知のとおり、国道6号線の本市区間は慢性的な渋滞に悩まされており、国道6号牛久土浦バイパス及び同バイパスに並走する市道23号線の開通は、本市発展に大いに資するものと考えられます。

ところで、先般国土交通省関東地方整備局常総国道事務所より、国道6号牛久土浦バイパス、

牛久市遠山町・城中町区間について、令和4年春ごろ開通との記者発表があったところであり、その先の城中・つくば市高崎の3期区間についても、関係土地所有者及び周辺地域の方などを対象とした住民説明会が開催されたとのことでもあります。また、市道23号線については、平成30年第3回定例会で、平成33年、令和3年完成予定との答弁がありましたが、交付金及び土地取得の状況も考慮しながらということであるかと思われます。

そこで、改めまして国道6号牛久土浦バイパス及び市道23号線の進捗状況について伺います。

○議長（石原幸雄君） 建設部長山岡 孝君。

○建設部長（山岡 孝君） 国道6号牛久土浦バイパスは、国道6号の渋滞緩和、また圏央道のアクセス強化等を目的として、平成6年4月に都市計画決定されました。現在までに全線15.3キロメートルが事業化となっており、そのうち圏央道つくば牛久インターチェンジの前後の区間ですつくば市西大井から土浦市中村西根までの3.9キロメートルが暫定2車線で開通しているところでございます。

現在の牛久市内における進捗状況でございますが、起点部分であります牛久市遠山町から牛久市城中町（市道23号線）までの1期区間1.3キロメートルにつきましては、着々と工事が進んできており、議員の御質問にもございましたが、令和4年春ごろの開通見込みであると、令和2年1月15日に国土交通省より発表がございました。

また、その先の牛久市城中町から牛久市新地町、つくば市行政界になりますが、そこまでの3期区間3.0キロメートルにつきましては平成30年度に事業化され、現在までに測量・地質調査、道路設計を実施してきたところと国土交通省から伺っております。

現在は都市計画変更の手続へ向けた準備を進めており、令和2年2月15日と18日の計2回、都市計画変更の素案に関する説明会を三日月橋生涯学習センターで実施したところでございます。

今後のスケジュールにつきましては、都市計画案の公告縦覧や茨城県の都市計画審議会の審議等を経て、都市計画変更がなされた後に設計・用地説明会等を開催し、用地買収に着手していく予定と国土交通省から伺っております。

続きまして、市道23号線の進捗状況を御説明いたします。残りの区間としましては、つつじが丘団地入り口の市道697号線から薬師寺の裏までの約350メートルとなっております。用地取得状況につきましては、令和2年2月末現在、面積ベースで約95%を取得しており、用地補償は残り2件となっております。また、工事につきましては、令和2年度と3年度の2カ年で実施を予定しており、令和3年度中の整備完了を予定しております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 伊藤裕一君。

○7番（伊藤裕一君） 国道6号バイパスについて再質問をいたします。

3期区間についても、平成30年度事業化、また説明会の実施があったということでございます。3期区間の完成時期については予定はあるのかどうか、またルートについては決定しているのかどうかについて伺いたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 建設部長山岡 孝君。

○建設部長（山岡 孝君） 現時点で明確な完成時期は示されておりませんが、先日、先ほど御説明いたしました都市計画変更の素案に関する説明会、こちらの中で一般的に10年が一つの目安であるということで、国土交通省のほうから御説明がありました。

また、ルートにつきましては、御説明しているように都市計画変更というものを今進めております。こちらのほうが決定されれば、正式なルート決定ということになると考えます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 伊藤裕一君。

○7番（伊藤裕一君） 市道23号線については、変わらず来年完成予定とのことで、エスカートの復活とあわせ、牛久駅西側地域にとっても好材料でございます。同沿線の市営青果市場向かいには、市所有地も存在しておりました。市の保有する土地の中では、よい立地にあるのではと思われまます。沿線発展及び市の財政を考慮すると、活用することが望ましいと考えます。そこで、同土地の活用状況について伺います。

さらに、市道23号線周辺の住宅地を含め、本市の住宅街は第一種低層住居専用地域という利用規制が厳しいエリアが多くなっております。市街地を通る道路ということを考慮すると、市道23号線沿線の用途地域についても見直してはとありますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 建設部長山岡 孝君。

○建設部長（山岡 孝君） 市道23号線沿線の土地活用についてでございますが、牛久青果市場の向かい側の土地につきましては、市として利用計画のない未利用地であることから、令和2年1月14日から28日にかけて、予定価格5,910万円で入札を実施いたしまして、同額で売却を決定しております。今後につきましては、売却した地権者により土地利用が図られることとなります。

それから、市道23号線沿線の用途地域につきましては、以前は第一種低層住居専用地域などの主に低層住居及び専用住宅を誘導する用途でございましたが、市道23号線の完成見通しが立ってきたことから、平成30年5月1日に用途変更を実施し、道路端から両側30メートルのエリアについて、店舗や事務所が建てられ沿道サービスが図られる用途地域である第一種住居地域に変更しております。

牛久市青果市場を含めた市有地につきましても、今回変更した区域内に複数あることから、今後変更した用途にあわせた有効な土地活用が図られるよう検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私は、この23号線ができた場合、そして先ほどの第一種の住宅地域が変更になってございまして、そういうことを鑑みまして、さまざまな牛久の土地、今ある土地、それでいいのか、そしてもっと有効的に使える場所、どうなのかということを再検討しながら、また市の財政、そして土地の利活用、そして人口の増を見込むためにも大きな私は課題だと考えております。

○議長（石原幸雄君） 伊藤裕一君。

○7番（伊藤裕一君） 市有地については、売却ということでございます。売却した先は民間の話になりますが、住宅なのか何が建つのか、把握している情報があればお教え願いたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 建設部長山岡 孝君。

○建設部長（山岡 孝君） 売却地の今後の利活用の方法については、うちのほうでちょっと情報を持っておりませんので、よろしく願いいたします。

○議長（石原幸雄君） 伊藤裕一君。

○7番（伊藤裕一君） 関連で、国道6号バイパス沿線についても伺いたいと思います。中心市街地活性化や乱開発防止のため、郊外を通ることが多いバイパス沿線については、全国的に開発規制をかける例もあるそうでございますが、国道6号線バイパスの沿線利用についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 建設部長山岡 孝君。

○建設部長（山岡 孝君） 御質問のバイパス沿線に市で開発規制をかける考えのところは、今のところございません。先日実施された都市計画変更の説明会で示されました国道6号牛久土浦バイパス3期区間の計画図を見ますと、バイパス路線のほとんどが高架ないしは掘り割りという構造になってございまして接道がとれない、そういったこともあります。また、市街化を抑制する市街化調整区域でありますので、また周辺は牛久沼近郊緑地保全区域や牛久市景観重点区域にも指定されていることから、もしそういった開発行為等の相談があった場合には慎重に対応してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 伊藤裕一君。

○7番（伊藤裕一君） 市道23号線については、バイパス的な役割が期待されており、全線開通、6号バイパスとの接続となった場合、さらに交通量がふえることが予想されます。とり

わけ、通学路にもなっている青果市場北のつつじが丘団地入り口、現在丁字路になっている付近には、押しボタン式信号を設置してはと考えております。国道6号牛久土浦バイパス及び市道23号線開通に伴う交通安全対策については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 建設部長山岡 孝君。

○建設部長（山岡 孝君） 市道23号線とつつじが丘団地入り口の市道697号線との交差点につきましては、現在警察と協議の上、暫定形の丁字路で開放しているところでございます。今後、市道23号線の整備が進みますと十字路交差点になりますが、十字路での開通時には交通安全対策として信号機を設置するよう警察と協議を行っているところです。また、薬師寺裏の市道674号線との交差点につきましても、歩行者が安全に横断できる押しボタン式の信号機設置を予定し、警察と協議をしているところでございます。

今後、市道23号線の整備を進めていく中で、必要な安全対策を講じてまいりますので、御理解を賜りたいと申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（石原幸雄君） 伊藤裕一君。

○7番（伊藤裕一君） 以上で一般質問を終わります。

○議長（石原幸雄君） 以上で7番伊藤裕一君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時といたします。

午前10時56分休憩

午前11時04分開議

○議長（石原幸雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、18番市川圭一君。

〔18番市川圭一君登壇〕

○18番（市川圭一君） こんにちは。新政会の市川圭一です。

それでは、今回の一般質問、大きく2点について質問をさせていただきます。

まず1点目、一人残らず質の高い学びを保障するというところで質問をさせていただきます。

このたび、学習指導要領の改訂に伴う牛久市の学校教育指導方針についてを伺います。大きく何点かはあるんですが、まず初めに新しい学習指導要領はいつから始まるのか。2点目、なぜ学習指導要領が改訂されるのかについてお聞きいたします。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 具体的な内容よりは、まず小学校が2020年4月から始まります。

2021年度が中学校、2022年度が高等学校と順に変わっていきます。なぜ変わるかとい

いますと、今回の学習指導要領は2030年からの予測困難な時代を主体的に生き抜き、みずからの可能性を発揮してよりよい社会と幸せな人生のつくり手となると、そのような力を育てるために改訂になりました。

○議長（石原幸雄君） 市川圭一君。

○18番（市川圭一君） これは教育委員会の発信しているものですが、平成31年度・令和元年度、牛久市学校教育指導方針ということで、今回はこの資料をもとに質問をさせていただいたんですが、今度改訂されるに当たり、きょう議員の皆様にもお配りいただきました。大きく3つの柱が多分あったと思います。それについてもう少し詳しくお聞かせいただければなと思っております。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） お手元に文科省から出ています学習指導要領の改訂の方向性という資料がありますので、ごらんになっていただきたいと思います。

まず、1つ目は、図の上の段にある3つの資質・能力、つまり何ができるようになるかというものです。これまでの学校の授業は、教科ごとに何を教えるかの観点に重点が置かれていましたが、これからは各教科も、特別活動も、総合的な学習も、学校行事も、全ての教育活動を通してこの3つに絞った力をつけるということになりました。青色の部分が「生きて働く知識・技能の習得」、緑色の部分が「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力」オレンジの部分が「学びを人生や社会に生かそうとする、学びに向かう力・人間性の涵養」となりました。この人間性の涵養というものも、授業を通して育てるということになりましたので、学力と言わずに資質・能力ということになりました。

この3つの資質・能力は、幼稚園も保育園も小学校も中学校も高等学校も大学まで一貫してこの力をつけるということになりましたので、大学のセンター試験も今年度で終わりにになりました。通知表も大きく変わって、これからはこの3つの観点でつけるということになりました。

次に、右下の図です。どのように学ぶかということですが、3つの資質・能力を育てるためには、一斉授業だけでは育ちません。そこで、今回の学習指導要領では、これまでになかった子供たちの学び方、つまり教師の指導方法まで規則として示しました。全ての教科や特別活動、道徳までアクティブ・ラーニング、主体的・対話的で深い学びの観点で授業を見直そうということになりました。これも、小学校、中学校、高等学校、大学と通してアクティブ・ラーニングの視点で授業を見直していくということになりました。

次に、左下です。ここは10年に1回ずつ変わっているところですが、道徳が教科になったり、小学校から外国語活動が入ります、プログラミング教育が始まりますといった内容の変更を示しています。裏面になりますが、裏面をごらんになってわかりますように、その前に、今

のその真ん中に社会に開かれた教育課程とあるように、学校を大きく社会に開いて社会と学校をつなぎましょうということになりました。

裏側が通知表の例です。ごらんになってわかりますように、今までは国語だったら国語への関心、意欲、態度とか、話す・聞く力とか書く力、読む力、言語について云々とありましたけれども、右に移っていただくとうわかりますように、知識・技能、思考・判断・表現、主体的に学習に取り組む態度という3つになりました。どの教科もそれぞれの学力でしたが、この4月から右側のように全ての教科が3つで統一されて成績がつくというふうなことになりました。

それから、その右側にありますのは働き方改革ですが、中教審から示された教師の業務の見直しというものがあります。

さて、牛久の学校の教育指導方針ですが、牛久はこれまでも対話的な授業づくりに取り組んできました。アクティブ・ラーニングの授業づくりが全国的に広がる中で、先進地として県内外から多くの視察者を受け入れている状況です。

また、今回の学習指導要領では、アクティブ・ラーニングの授業を通して、これまでの学力の定義になかった人間性の涵養も目指すことが示されています。授業を通して、多様性を尊重する態度や協働する力、感性、思いやりや優しさなども育てていくことになりました。これは、今まで私たちが取り組んできた、授業を通して互いにケアし合える集団をつくり、いじめや不登校をなくそうとする取り組みと同じ流れであると考えます。そうした優しさや思いやりのある集団の中で、それぞれの居場所ができて、安心して学力を高め合える集団をつくっていきたいと考えています。

また、幼稚園から小学校、中学校までの縦の一貫教育とコミュニティ・スクールなどを通じた横の教育、そしてきぼうの広場やスクールアシスタントを活用した児童生徒の発達段階に応じた教育、ICTを活用した授業の質の向上、英語教育や国際理解教育の充実などを通して、一人残らず質の高い学びを保障する学校づくりを目指したいと考えています。

○議長（石原幸雄君） 市川圭一君。

○18番（市川圭一君） 基本は多分学習指導要領が改訂されても、牛久市の今までやってきた中では大きな変革はないのかなと思われるんですが、御答弁にもありましたが、学び合いということで牛久は当初よりほかの自治体よりも先んじてやってこられてきました。そして、学び合いからアクティブ・ラーニングという型で国の方針が固まってまいりました。その中で、この学び合いからアクティブ・ラーニング、なかなか理解できていない保護者、そして一部の先生方にもやはりまだまだ、なかなか浸透していない部分もあるのかなと思われます。その中で、今までやってきた中とこの学習指導要領改訂に伴うことについて、そのアクティブ・ラーニングという中でどのような変化があるのかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） この図をごらんになって、もう一度あれなんです、右下にどのように学ぶかというのが今回の法律で入ってきました。実は、今まで長い歴史の中で、ここは先生方が自由に教えていいよという流れでしたので、黒板の前で一斉授業で長く話す先生もいるし、いろいろな先生方がいました。でも、上の3つの力をつけようということになりますと、その中に人間性の涵養等々もありますと、今までのような黒板の前で一斉に先生方が知識を伝達するというふうな授業づくりはそぐわないだろうということで、改めて右下にこの学び方で規則に入れてきたということになっています。

私たちがこれまで取り組んできたことは、この右下の対話的な学びというのを大事にしながら、右上のオレンジの部分の人間性の涵養ということ、授業づくりの中で対話的な学びや人間性の涵養をつくってきたんですが、これが今回学習指導要領の法律として位置づけられましたので、私たちとしては今までの流れが非常にやりやすくなったというふうな形で考えております。これは、学校教育法施行規則という法律で、この図が出てきたような状況であります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 市川圭一君。

○18番（市川圭一君） それでは、指導方針というか運営方針ということで、各学校、校長先生がみずから、この学校はこういうふうに1年間していきたいというのを毎年つくって学校を運営されていると思います。なかなか市内の先生方は、今教育長がおっしゃったような学び合いという部分では理解している方も多いと思うんですが、やはり他市町村、そちらから来られた先生方にはまだまだ学び合いについて、アクティブ・ラーニングについての理解が不足している部分があると思うんです。今度は法律でなったということですが、そこら辺の先生方のギャップですね、子供たちはそういうのもうなれてきていますから、そんなに方針が変わったとしても何ら抵抗なくずっと受け入れられると思うんですが、その先生方についてはどういうふうに思われますでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） あくまでも規則であり、学習指導要領でありますので、このポンチ絵とありますが、このことが見本になっていると思います。ただ、いろいろな学校で、この右のどのように学ぶの、アクティブ・ラーニングってどういうふうにとやったらいいの、主体的・対話的で深い学びってどういうふうにとやったらいいのというふう、きっと一斉授業だけしかやらない先生は戸惑いはあると思うんです。なので、国としてはいろいろな動画を見せたり、いろいろな説明をしながら、このアクティブ・ラーニングの授業づくりを2年間にかかって進めてきたわけでありまして。その中で、先ほど話したように、多様性を尊重する態度とか優しさ

とか思いやりとか感性といったものも日々の授業で育てていかないと、2030年からの世界は大変だよということで、授業の中でそんなことも取り入れてねというのが、この学習指導要領の趣旨でありますので、私たちがやってきたことも、きっとこの学習指導要領に向かって進んできた学校の他市町村の方々も、向かう方向は一緒かなと思いますので、これをベースに学校教育を進めていければと思っています。

○議長（石原幸雄君） 市川圭一君。

○18番（市川圭一君） ありがとうございます。大体私のほうでは理解をできたのですが、まだまだ理解をできていない方もいらっしゃると思うので、そういうところでは丁寧に保護者と、また関係者にもその点を周知していただくようお願いを申し上げます。

次に、今コロナウイルス、COVID-19ということで、大きく毎日学校の現場では大変御苦労をなさっていると思います。その中で、今回は途中で休校に入ってしまったということで、子供たちの小学校、中学校の学習の授業の履修率が分学校によっては開きがあると思います。特に、中学校では教科制ということで、この授業はある程度90%ぐらい進んでいるけれども、この授業ではまだまだ7割ぐらいしかいっていない、そうなったときに、子供たちやはり新学期というか新学年、特に奥野義務教育学校は別として、残りの学校では6年生と中学校3年生、受験等々がありましたが、やはり不安な部分があったと思うんですが、その点その各学校の進捗度合いというか、その点はどういうふうになっているのかちょっとお聞きします。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 新型コロナウイルスの影響で一斉休校になり、市内小中学校の保護者の方々は、子供たちの学び残しや今後の家庭での学習に対して不安を感じていることと思います。牛久市の小中学校では、2月27日の政府の要請を受けてさまざまな準備を行い、3月2日からの一斉休校に踏み出しました。しかし、学校にはまだ約3週間の登校日が残っていたので、授業も全ての教科で終わっているわけではありません。卒業学年だけは終わっていました。

休校中に取り組んでほしい課題も、28日に家庭にお伝えしたところですが、何をどのように学ぶか、取り組んだ課題はどうしたらよいのかなど、不安を抱えているお子様や保護者の方もいると思います。

市内の小中学校に調査をしたところ、小学校の未履修の単元は平均で小学校は0.6単元、授業時間について、一つの教科では約3時間程度、中学校では未履修の単元は0.74単元、授業時間にして一つの教科ではやっぱり二、三時間ぐらいという状況でした。数値として見ると大きくありませんが、学び残しがあるのは事実です。市内小中学校では、ホームページ等で

一斉休校中に取り組む課題を掲載しています。

一方、牛久市では市内の小中学校に通う全ての児童生徒が、eライブラリというデジタルコンテンツを活用して学習できる環境を整えています。これは、家庭のパソコンやタブレット端末、スマートフォン等で、ドリル教材や図鑑などを初め、さまざまな教育コンテンツを利用して学ぶことができるシステムです。一人一人がIDとパスワードを持っていますので、自宅のパソコンでどの教科を何時間やったか、その結果正答率はどうだったかなどをリアルタイムで担当が学校のパソコンで見ることができます。また、文部科学省から児童生徒の学習支援方法の一つとして、臨時休業期間中における学習支援コンテンツポータルサイト、子供の学び応援サイトの周知もありました。これは、児童生徒及び保護者が自宅等で利用できる教材や動画を紹介したものです。このようなパソコン環境のない子供たちとしては、電話等で個別の対応をしていくという状況です。

このように、さまざまな方法で休校期間中の学習の支援を進めています。未履修の単元がこうした家庭学習のみで解決していくとは考えておりません。今後のコロナウイルス感染症の収縮状況等によっては、部分登校などもあるかもしれません。文部科学省の通知にあるように、来年度4月以降の新学年において学び残しをやっていくという方針も出されていますので、柔軟に対応していきたいと思っています。

○議長（石原幸雄君） 市川圭一君。

○18番（市川圭一君） ありがとうございます。例にとると、私ももちろん保護者の一人でもあるということで、学校によっては家庭訪問をもう既に実施している学校もあると聞いております。いわゆる今ホームページ等々で各学校のその宿題というか、今残った部分をちょっと調べさせてもらいました。例に、各学校の2年生の自宅待機中の課題一覧というのをプリントアウトしたんですが、そうするとやはりちょっと学校によって、大分学校間同士で差があるというか、丁寧に書いてある学校と、ざっくりでこれだけやりなさいよと、何ページから何ページ、ただ提出をしてくださいという学校と、それすら触れていない学校等々あります。各学校長、校長会等々で毎日いろいろ日々刻々変わる状況の中で御検討はなさっているとは思いますが、その点私が見ただけでも大分学校で差があるなというのは感じましたので、その点についてはどうお考えでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） きょうも、4時40分から臨時の校長会を開くということになっております。宿題の状況、子供たちの学校生活の状況、それから教室などが開いているのでその状況等々を確認しながら課題を出し合って、また次にどうするかというのを話し合っていきたいと思います。また、来週中学校の卒業式も控えていますので、その安全な対策等も共通理解

を図っていきたいと思っています。

○議長（石原幸雄君） 市川圭一君。

○18番（市川圭一君） それでは、次の1の2番項に質問を移させていただきます。外国人児童生徒への指導についてということです。済みません、2番項に入る前に1つ忘れていました。よろしいでしょうか、続きで。1つ忘れてしまったので。

○議長（石原幸雄君） 関連質問ではあるとは思いますが、通告外の質問でございますので、通告どおりの質問をしていただきますようお願いいたします。

○18番（市川圭一君） それでは、本当はちょっと聞きたかったことがあったんですけども、そういうことではしようがありませんので。

外国人児童生徒への指導についてということです。昨日のテレビで、ある学校の中学校2年生の女の子が、全く日本語ができないということでテレビに出ておりました。先ほども言いましたが、質の高い学びということで、一人一人をということで教育長は掲げております。この教育委員会からの第5報の中にも、外国語で日本語が話せない児童のケアにも力を入れていくことを確認しましたという文章が、これはホームページに掲載されておりました。今回、外国人生徒、日本国では国別に見ると中国が圧倒的に多くて、次に韓国、ベトナム、フィリピン、ブラジル、ネパールというふうに国全体ではなっておりますが、今現在牛久市の状況についてはどのような国籍というか、どのように分かれているのかお聞きしたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 市内小中学校での外国人児童生徒の在籍数は、過去3年間は70人を超えており、今年度も5月1日現在で74名の児童生徒が在籍しています。児童生徒の国籍は、ブラジルが36名、中国が17名、フィリピンが8名、タイが3名、アメリカ・ペルー・インドが2名、カンボジア・モンゴル・イギリス・カナダが1名となっております。

今年度の74名のうち、日本語指導が必要な児童は23名、生徒は9名、計32名です。年度途中にも中国などから転入生がいますので、さらにふえている状況です。

市内では、日本語指導を必要とする子供が多く在籍している牛久小学校、牛久第二小学校、神谷小学校の3校に日本語指導教室が設置されています。今年度は、5月1日現在で牛久小10名、牛久二小6名、神谷小9名の児童が国語や算数の時間に平仮名や片仮名、四則計算などを日本語のやりとりをしながら少人数で学んでいます。その際に、ポルトガル語や英語の通訳ができるスクールアシスタントのサポートも受けています。

日本語指導教室がない学校にも外国籍の児童生徒が急に転入してくることがあります。そのような際には、状況に応じて市民活動課の国際交流活動との連携を図り、通訳ができる学校サポーターを一定期間で臨時に派遣したり、学校で携帯型の多言語音声翻訳機を導入したりする

などして、可能な限り授業における子供への言語支援を行っています。

○議長（石原幸雄君） 市川圭一君。

○18番（市川圭一君） 以前、私も予算委員会だったか決算委員会でちょっと話したこともあるんですが、ある学校の登校班で、1年生が外国人の子で、お父さん、お母さんが全く日本語ができない。その学校は、子供会に入っていない子は登校班には入れないよというふうな決まりというか暗黙の了解みたいなのがあって、1年生の外国人の子が一人ぽつんというわけです。ほかの子たちは、子供たちは特にそういうのを気にしませんから、特に1年生ということで、まだまだ学校にもなれていない状況、そしてまた日本語もろくにできない状況なので、子供たちは一緒に行こうよということで登校していったそうです。ただ、その中で、やはりそれを見た一部の保護者が、あの子は登校班に入っていないんだからどうなのと、要するにその子を外して登校するようにというので、上級生の子供らに言っていたというのを聞いております。

やはり、親が全然日本語ができなくて、その環境の中で子供は必死に周りの環境になれようということで、子供は早いですから、覚えるのは。ただ、それだけ国籍の違う方、子供たち、児童生徒がいるという、なかなか受け入れる側も大変だと思うんです。多分、今まではその多言語翻訳機等々がないときは、スマホなりなんなりで先生方が多分独自に翻訳してやっていたと思うんですが、いわゆる多分、商品名を出してしまうとあれなので、CM等々でやっているやつだと思うんです、その扱いは、今できる、今の話ですとポルトガル語等々と英語なんかは対応はできると思うんですけれども、その他全くできないのは、いわゆる販売している多言語翻訳機等々でうまくコミュニケーションはとれているのでしょうか。そしてまた、それは市として各学校に配っているのかどうかお聞きします。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 学校で買える予算内で買っている状況はあります。ただ、授業中に使ってみたんですが、頻繁にこうやってやりながら授業がうまくいくかというのはなかなか難しい問題がありまして、意思の疎通というのは難しい状況があります。

小学校の子供たちのほうが、言葉ができなくてもなじみやすいということはあるんですが、保護者のほうがなかなか言葉が通じなくて難しいと。うまく学校と家庭とやりとりができないというふうな状況になっている状況です。

○議長（石原幸雄君） 市川圭一君。

○18番（市川圭一君） 特に、さっきテレビでやっていたということは、こういう非常事態の宣言の中で、せっかくなれた子たちが、また一定期間自分たちのいわゆる母国語の中に閉じこもってしまうということで、またコミュニケーションがとりづらくなってくると思うんです。その点について、やはり一人一人質の高い学びをつくるというところでは同じだと思うんです。

ですので、今後もそういう子たちを置いてけぼりにしないような教育ということではいただければなと思っております。

それでは、大きく2番目のほうの質問にまいります。

牛久市の農業、特にまず初めに農業政策についてをお聞きしたいと思います。やはり、先ほどの教育長のほうにもありました教育方針の中では3つの柱があるということでした。牛久市も農業政策の中で、やはり柱になるものがあると思うんです。まず、その点について、牛久市は今後どのような農業を目指していくのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 市川議員の御質問にお答えいたします。

現在、牛久市の農業政策としては、国や県を挙げて推進している農地中間管理事業の活用による農地の集積、もうかる農業の推進、新規就農者の育成の3つを大きな柱としております。

まず、農地中間管理事業につきましては、これまでに市内10地区で推進活動を実施し、平成31年3月末時点で、田畑合わせて約177.4ヘクタールの実績を上げております。

また、市内の生産者の経営安定に寄与するため、生産コストに大きく影響する農業用資材の購入に対する補助金や、JA水郷つくばの各生産部会からの共販出荷用の梱包箱購入に対する補助金を市単独で交付しております。

新規就農者に対する市単独補助制度は設けておりませんが、経営が軌道に乗るまでの間の支援として年間150万円を交付する国の農業次世代投資事業がございます。申請、審査を含め、交付までの一連の手続は農業政策課が担当いたします。現時点では、市内で7件8名の対象者が、御夫婦がおりますので8名の対象者が生産に励んでいるところでございます。

以上の3つの柱を中心に、ほかにもさまざまな形で生産者への支援を実施しております。牛久市の農業を存続させるためには、県や農業協同組合との連携はもちろん、農地を維持管理し、地域の食を支える生産者個人との関係もないがしろにはできません。今後は国の方針により、地域単位で担い手との話し合いを重ねることが求められています。一人一人の生産者の考えに耳を傾けながら、地域全体の農地の活用方法や生産体制の方向性をまとめる作業に市がかかわり、牛久市全体の一層の農業振興につなげる所存でございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 市川圭一君。

○18番（市川圭一君） 2月26日の茨城新聞の一面に、「独自銘柄で所得増、もうかる農業」ということで載っておりました。この中で、メロンの産地である銚田では「イバラキング」、私も食べたんですけども、ちょっと酸味のあるメロンかなと思っております。この銘柄産地、「江戸崎かぼちゃ」等々、県指定とか、そういうのあると思うんです。牛久では、その銘柄産地指定ということで、まずどのようなものが挙げられているのかお聞きしたいと思

ます。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 現在、大根と小菊の2品種が銘柄指定産地を受けております。

○議長（石原幸雄君） 市川圭一君。

○18番（市川圭一君） そうしますと、これ2番にもかかわってくるんですが、今大根と小菊が銘柄産地指定ということです。そうしますと、牛久市内の主な、特にこれだというような生産物はどのようになっているのでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 牛久市では、御存じのよう気象条件や地理的条件に恵まれた地域でありまして、多くの品目を栽培することができます。過去を振り返ってみますと、この地域はスイカの一大産地として名をはせた時代がございました。当時は多くの農家の皆さんがスイカを生産し出荷してまいりましたが、これがブランド野菜の先駆けである「うしく河童西瓜」でございました。

さて、現在の代表的な作物といえ、小菊とそして大根が挙げられます。小菊が平成22年度から継続して県の花弁銘柄産地指定を受けているほか、大根が令和元年に青果物銘柄産地指定を受けました。大根としては県内初の指定となります。銘柄産地指定を受けたことによって、生産量が安定していること、そして市場の評価が高いこと、年間販売が1億円以上あることなど厳しい条件をクリアしなければなりません。この銘柄産地指定を契機として、水郷つくば農業協同組合内においても機運が高まっており、部会員の増や面積拡大につながっているものと聞いております。

もちろん、農業経営につきましては、適した自然環境に恵まれている当地域でございます、たくさんの作物を生産されておりますので、小菊、大根のほかにスイカ、カンショ、落花生などが代表的な作物であると言えます。

○議長（石原幸雄君） 市川圭一君。

○18番（市川圭一君） ありがとうございます。

その中で例を挙げるとして、特に大根、スイカですね、大根は今回も出ているように、洗浄機を1台ふやすということになっております。春大根、冬大根ですか、秋大根、大きく年に2作ですか、とれるということで、ただ私残念に思っているのが、今市長のほうからの答弁ありました河童西瓜、大変おいしいんですね。ただ、生産者がいないということで、給食、今回関連の質問が同僚議員もたくさんありましたが、やはり牛久の日の中で夏場ですね、特にスイカ、給食に出ていないということがありますよね。その点、いわゆる就農者が減って河童西瓜が提

供できないのかどうか、それとも河童西瓜としては、ブランドスイカですから、ただそういうのを身近に知ってもらうところでは、すごく子供たちにとっていいことだと思うんですが、その点について、今なぜ河童西瓜が給食に提供されていないのかどうかお聞きします。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） スイカの生産についてお答えいたします。

スイカの生産は、重要作物であることのほかに、利益が出るが手間が非常にかかることから、生産者が減っていることは間違いありません。しかしながら、そのような中、若い世代でスイカの生産を希望して取り組み始めている生産者が2人ふえております。2人とも今後の牛久市の中心的な農業者になると考えておりますので、支援を続けたいというふうに考えます。また、それに続く農業者が出ていることを期待したいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 市川圭一君。

○18番（市川圭一君） 今新しく2名の方がふえたということですが、全体的には一番最盛期、河童西瓜が出てきた、これ家庭の結局冷蔵庫等々にあれだけの大玉のスイカをしまっておく場所がないということで、そういう部分も一つの要因になっていると思うんですが、生産者が減っているイコール数ができないということで、現況としては理解してよろしいのでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） そのとおりだと思います。

○議長（石原幸雄君） 市川圭一君。

○18番（市川圭一君） 今後、この河童西瓜が、今2名ふえたということで、今減ってきているのはそのとおりですということですが、ふえる要素というのはどうですか。その河童西瓜自体はもうかる商品の一つだということではお聞きしております。ただ、重さだとか重労働になるということで、もうかるんだけどやっぱり就農者が少なくなってきたままの現状、その点について、農政課なりなんなりで、あとはJAのほうからそういう指導みたいなのはあるのでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 農作物の選択については、おのおのの農家がやりますので、もしやろうと思ったときの支援体制は今整っている状況です。以上です。

○議長（石原幸雄君） 市川圭一君。

○18番（市川圭一君） それでは、大根についてもお聞きしたいと思います。いわゆる河童大根という形で、年々生産量がふえているということで、先ほども言いましたが洗浄機のレーンをふやして、そして段ボールの補助を出している。ただ一部では、これはもちろん大根部会

に所属しているという前提があると思うんですが、そこを通さずにやられている農家さんもいらっしやると思います。大きくその違いというんですか、片や、多分その入っていない方は河童大根というふうな形で名前は使えるのか、使えないのか。あと、JAさんに入ればある程度値段は設定されてしまいます。個人でやっている方は、値段は自由に設定できると思うんです。ですから、そのような補助割合と、どのような差があるのかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 答弁を求めます。環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） まず1点目、大根の名前ですね、銘柄指定を受けていますので、銘柄を別の方がお使いになることはできません。それから、補助について違いということなんですが、部会に対する今回のレーンの増設についての補助につきましては、機械補助ですので、あれは単独のものになります。ただ、農業資材ですとか、あとは農業ビニールとか、あとは肥料とか、そういったものについての補助メニューは個人の方でもございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 市川圭一君。

○18番（市川圭一君） そうすると、個人の方にも補助があるということは、購入先等々はどのようなふうになっているのでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 市内の事業者のほうから購入していただくのは条件になっております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 市川圭一君。

○18番（市川圭一君） そうすると、あくまでも市内の業者さんで買う前提で補助がおけると。じゃあ、それ以外ではやはり、ちょっとそっちのほうが高いから、ちょっと行ったらあっちのほう安いよ、ただそれは牛久市内ではなくて市外だという場合には補助がおりないということではよろしいでしょうか、確認させてください。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 市外からの購入については、対象外とさせていただいています。

○議長（石原幸雄君） 市川圭一君。

○18番（市川圭一君） もちろん、農家さんばかりを優遇ということではないんですが、いろいろな個人個人、経営ということで一生懸命日々努力して、少しでももうかるようにということでは、どんな商売でもそうだと思うんです。ただ、やはりなかなか今お話を聞いていると、若手の新規就農者がふえてきているということですが、現実やはり農家の方たちが減少し

てきて、農家の方に直接お話を聞きますと後継者がいなくて、そうするとその家がもう空き家になってきてしまうというのも聞いております。なかなかもうその跡をとってくれる人がいないんだというのが実情だと思っております。

できるだけその今若手、UFOクラブが主体となっているいろいろな作物をつくっていると思います。ですので、やはり個人で俺は頑張ってやっていくんだという方たち、ただ部会に入っていないからのけ者にするというのではなくて、やはりそういう横のつながりはしっかりしていただいて、今度ブロッコリーも生産に乗り出すというのを聞いております。

本当に首都圏から近くて、牛久で来たときには野菜安いから買っていくんだよなんていう方も多いと聞いております。私の友達なんかでも、やっぱり来たときに、物価が安いねということいろいろ買い込んで、それこそ今の大騒ぎではないですけれども、ティッシュ買っていったりとか、もちろん野菜含めていろいろなものを買って行って、これは東京で買うよりは全然値段が安いし、物が新鮮だということを買っていきます。やはり、いいものであればそれなりの値段でも売れると思います。白菜一つとっても、今いろいろなところで売っていますから、それこそコンビニでもそういう野菜を売るような時代になってきましたので、ぜひやはりそういう人たちに、生産者が離れるということがないように、できるだけバックアップ体制というんですか、お金が全てではないと思うんです、技術的なことも指導していったりとかいうことも大変必要だと思います。その点について、今後ともぜひ、これは大変でしょうけれども、一つ一つの農家さん、大事にさせていただいて、本当に命の根源というか食ですので、もとをつくるものですから、その点に注意していただいて、離農者がふえないことをお祈り申し上げて、私の一般質問は終わらせていただきます。

○議長（石原幸雄君） 以上で18番市川圭一君の一般質問は終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

次に、日程第2、議案第1号ないし日程第35、議案第34号の34件及び日程第36、意見書案第1号の1件を一括議題といたします。



- 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 議案第 2号 牛久市議会の議決すべき事件に関する条例について
- 議案第 3号 牛久市まち・ひと・しごと創生推進会議設置条例について
- 議案第 4号 牛久市社会福祉法人設立認可等審査委員会設置条例について
- 議案第 5号 牛久市高齢者保健福祉計画策定委員会設置条例について
- 議案第 6号 牛久市地域包括支援センター運営協議会設置条例について
- 議案第 7号 牛久市地域密着型サービス運営協議会設置条例について

- 議案第 8 号 牛久市公共事業再評価委員会設置条例について
- 議案第 9 号 牛久市公共施設等総合管理基金条例について
- 議案第 10 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例について
- 議案第 11 号 牛久市立学校設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議案第 12 号 牛久市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議案第 13 号 牛久市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 議案第 14 号 牛久市財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 15 号 牛久市地域福祉基金条例の一部を改正する条例について
- 議案第 16 号 牛久市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 議案第 17 号 牛久市公園条例の一部を改正する条例について
- 議案第 18 号 牛久市職員退職手当基金条例を廃止する条例について
- 議案第 19 号 牛久市国際交流基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例について
- 議案第 20 号 牛久市健康管理基金条例を廃止する条例について
- 議案第 21 号 牛久市商工業振興基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例について
- 議案第 22 号 牛久市農山漁村ふるさと事業基金条例を廃止する条例について
- 議案第 23 号 牛久市小規模水道事業給水条例を廃止する条例について
- 議案第 24 号 令和元年度牛久市一般会計補正予算（第 9 号）
- 議案第 25 号 令和元年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 26 号 令和元年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 27 号 令和 2 年度牛久市一般会計予算
- 議案第 28 号 令和 2 年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 29 号 令和 2 年度牛久市青果市場事業特別会計予算
- 議案第 30 号 令和 2 年度牛久市介護保険事業特別会計予算
- 議案第 31 号 令和 2 年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第 32 号 令和 2 年度牛久市下水道事業会計予算
- 議案第 33 号 牛久市道路線の認定について
- 議案第 34 号 物品購入契約の締結について

意見書案第1号 児童虐待防止対策の推進を求める意見書の提出について

○議長（石原幸雄君） これより議案第1号ないし議案第34号の34件及び意見書案第1号の1件について、順次質疑を許します。

ここで、質疑発言者並びに答弁者に申し上げます。質疑発言は、自己の意見を述べることができないことは言うまでもなく、内容を的確に捉え、議題に関して明瞭、簡素に、その範囲を超えないようお願いをいたします。答弁に際しては、的確かつ明瞭にされるようお願いをいたします。

また、所属する委員会に付託されます案件に対する質疑は、極力委員会で質疑をされますようお願いをいたします。

初めに、議案第1号についての質疑を許します。13番北島 登君。

○13番（北島 登君） この議案第1号、専決処分についてであります。昨年5月の臨時会で、専決処分は多用すべきでないという観点から質問しました。今回の専決処分の内容は、予想しなかった突然の契約解除の申し出、それがあつたために新たな業者選定を行う必要があるということですが、経過を聞いてみますと、図書館の施設管理業務、5年契約のうち2年を残し契約解除したいという業者からの申し立て、12月1日だというふう聞いています。それから市のほうが協議、相手業者と業務の延長の可能性等を交渉した、そして契約解除ということ合意に達したのが1月末というふう経過について聞いております。

しかし、この次の業者を選定するための入札公告、仕様書図面の交付、これは2月26日です。そして、入札はおとといの3月4日、結果についてはまだ私報告を聞いていないんですが、ちょうどこのことが起こったときは12月議会の開催直前です。議会開催中にこういう重要なことは一言状況について議会への報告があつてもよかつたのではないかというふうに思います。その上で、この契約解除について合意された1月末から入札公告前日の2月25日の間、臨時会を開くことができなかったその理由について、具体的かつ納得できる内容をお尋ねします。

○議長（石原幸雄君） 答弁を求めます。総務部長植田 裕君。

○総務部長（植田 裕君） ただいまの質問にお答えします。

御指摘のように、日付の前後あるんですけれども、その臨時会を開けなかつたというところにつきましては、この中央図書館の管理業務、そちらの契約の撤退、3カ年で終わったというところで、臨時会を招集するいとまがなかつたというのがそのままの理由になります。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） 議会招集するいとまがなかつたということですが、私の質問は、そ

のいとまがない理由を具体的かつ納得できるように説明してほしいということなんです。

○議長（石原幸雄君） 答弁を求めます。ここで、着座のまま暫時休憩をいたします。

午前11時59分休憩

午前11時59分開議

○議長（石原幸雄君） 再開いたします。

答弁を求めます。教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 本件につきましては、今議員からもありましたように、昨年12月5日です、現契約の相手方であります株式会社カンソーより、残り2年を残した本年3月31日をもって契約の解除をお願いしたいという申し出から始まったという状況でございます。その中で、当然契約の解除の申し出に対してそれが受けられるかどうかというような内部での調整を行うとともに、契約解除に伴う違約金等の問題、これについては2回にわたって弁護士相談などを行いまして、この内容についても、要するに5年分全体の契約金額に対する違約金なのか、それとも残り2年分に対する契約金の違約金なのかというような内容だったり、また結果的にこの2年を残して契約を解除にした場合に、新たにこの申し出から別の業者さんのほうに当該業務の見積もりをとって依頼をして、その結果、年間大体この契約よりも600万円近い業務委託費がかかるという内容がわかったということで、それに対して違約金とは別に損害賠償等の請求ができないかというような相談をしていたということで、一方で契約の相手方の業者のほうには、残り2年何とか、関東から事業所撤退するということではあるけれども、大阪本社でありましたので、大阪のほうで業務を引き続きできないかということをごちらでも打診をしていたと。そういうことで、最終的に株式会社カンソーのほうから当市のほうに連絡が来たのが1月31日で、現実的にはもう受けられないというか継続ができないという結論が出たのが31日でしたので、そこから新たな業務についての設計等を始めなくてはいけない。そこから結果的に議会を開いて、議会の御承認をいただいた上で4月1日からの業務が間に合うかというような判断をしたときに、もうこの2月中に議会を開いた中で4月1日からスムーズに業務の展開ができないという判断のもとで、一日も早く次の業者を決定する必要があるということから、大変申しわけなかったんですが専決処分ということをさせていただいたという状況でございます。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君に申し上げます。質疑につきましては2回までと規定されておりますので、遵守されますようお願いをいたします。（「先ほどの答弁になかったから、1回目の質問に対する答弁の答えがなかったから」の声あり）

既に2回質疑に立っておりますので、遵守されますようお願いをいたします。（「わかりま

した」の声あり)

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第1号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第2号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第2号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第3号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第3号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第4号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第4号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第5号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第5号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第6号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第6号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第7号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第7号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第8号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第8号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第9号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第9号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第10号について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第10号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第11号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第11号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第12号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第12号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第13号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第13号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第14号について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第14号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第15号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第15号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第16号についての質疑を許します。14番杉森弘之君。

○14番（杉森弘之君） 議案第16号、牛久市営住宅条例の一部を改正する条例について質疑をいたします。

連帯保証人を2人から1人に減らすという内容については、一歩前進と評価しておりますが、連帯保証人そのものの必要性について疑義があり、質疑いたします。

まず、これまで連帯保証人に滞納賃料などの請求をした事例は何件ほどあるのか、またそれらの請求額、そして実際の回収額、回収費用などについて伺います。

周知のとおり、2020年4月1日に施行され、改正民放により連帯保証制度は大きく変わろうとしています。その趣旨は、連帯保証人の連鎖倒産や自己破産など、過度な負担や被害から守ろうということにあるようです。

連帯保証人の制度に関連する改正の内容は大きく2つあり、第1に極度額を定めなければならなくなりました。極度額とは、連帯保証人に請求できる金額の上限ですが、この極度額を定めていない場合は根保証契約そのものが無効になってしまいます。牛久市では、極度額をどのように定めようとしているのか、あるいは定めたのか、金額あるいは家賃の何カ月分というふうなものなのか伺います。

改正の第2は、主債務者あるいは債権者から連帯保証人への情報提供義務が課されていることとあります。この情報提供義務を果たしていない場合は、連帯保証契約が取り消されたり、制限されたりすることができるようになっていきます。牛久市では、どの段階で、あるいはどの

ような状況で情報提供をすることになっているのか伺います。また、債権者は主債務者の履行状況について、保証人から問い合わせを受けたときは回答することが義務づけられましたが、対応する構えはできているのかどうか伺います。

最後に、この条例の第11条第3項には「市長は特別な事情があると認めるものに対しては、第1項第1号の規定による誓約書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる」とありますが、この特別な事情とはどういったものなのか。今までこういった事情が何件くらいの事例としてあるのか、そしてどのような事例だったのか伺います。そして、この場合、連署を必要としないとありますが、この意味は、以前の規定の2名を1名にするという意味なのか、それともその1名自体が要らないということなのか、その意味について伺います。

○議長（石原幸雄君） 答弁を求めます。建設部次長根本 忠君。

○建設部次長（根本 忠君） まず、1点目の連帯保証人の滞納の関係でございますけれども、平成31年度、令和元年度ですけれども、連帯保証人としての滞納の関係では2名がおりまして、4万1,000円でございます。平成30年度ですと、やはり2名で10万円、平成29年度で1名で11万円という状況になってございます。

極度額については、茨城県と同様、6カ月を想定して進めようと考えております。これについては、条例のほうが整理されたら手続のほうを進めたいと考えております。

○議長（石原幸雄君） 着座のまま、ここで暫時休憩いたします。

午後0時14分休憩

午後0時15分開議

○議長（石原幸雄君） 再開いたします。

建設部次長根本 忠君。

○建設部次長（根本 忠君） 情報提供の関係でございますけれども、誓約書を居住者のほうから出していただくということを考えておりまして、その際に居住者、連帯保証人と連名、居住者のほうから誓約書を出していただいて、その中で限度額についても記載しておりまして、連帯保証人として連名というか認めをもらうということを考えております。

あと、特別な今までの事件というか対応ということでは、今までの実績はございません。

連帯保証人として1名が不要になるという状況のものになります。以上でございます。

○議長（石原幸雄君） 杉森弘之君。

○14番（杉森弘之君） 情報提供義務のところは、ちょっと理解の仕方が少し違うのかなというふうには思いますけれども、ちょっとそれはとりあえず置いておきます。

それと、連署が要らないというところは、1名の新たに1名にかわったその1名が要らない

ということだということで理解してよろしいんですね、はい。

民間の貸貸業者のホームページなどを見ても、今回の民法改正を重く受けとめているようがあります。次のように記しています。「連帯保証人をとる場合は大変な手間がかかり、また無効になったり取り消されてしまうリスクが常につきまといまいます。これまでに比べ、格段に連帯保証人をとることが難しくなりました。今回の民法改正では、連帯保証人を保護するという趣旨がメインですので、今後は連帯保証人をとらないことが主流となっていくのではないかと考えられています。

世界では、連帯保証人制度そのものが、今主流とは言えない状況にあります。これを機会に、連帯保証人制度そのものの必要性についても再検討する必要もあるのではないかと考えますが、執行部はそのことについてどのように考えておられるのか質問をいたします。

○議長（石原幸雄君） 建設部次長根本 忠君。

○建設部次長（根本 忠君） 昨日の遠藤議員からの質問にも答えさせていただきましたけれども、今現在の段階、今回の改正等においては連帯保証人を2名から1名ということできたいと考えております。ただ、民間保証の制度とかも、茨城県が今とりまとめとかチェックをしておりますので、そういう情報または各市町村の動向を見ながら、そこは柔軟に今後も考えていきたいと考えております。

○議長（石原幸雄君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第16号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第17号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第17号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第18号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第18号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第19号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第19号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第20号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第20号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第21号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第21号についての質疑を終結いたします。
次に、議案第22号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第22号についての質疑を終結いたします。
次に、議案第23号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第23号についての質疑を終結いたします。
次に、議案第24号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第24号についての質疑を終結いたします。
次に、議案第25号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第25号についての質疑を終結いたします。
次に、議案第26号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第26号についての質疑を終結いたします。
次に、議案第27号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第27号についての質疑を終結いたします。
次に、議案第28号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第28号についての質疑を終結いたします。
次に、議案第29号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第29号についての質疑を終結いたします。
次に、議案第30号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第30号についての質疑を終結いたします。
次に、議案第31号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第31号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第32号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第32号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第33号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第33号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第34号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第34号についての質疑を終結いたします。

次に、意見書案第1号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で意見書案第1号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第1号ないし議案第34号の34件及び意見書案第1号の1件については、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付してあります付託表のとおり、それぞれの所管常任委員会へ付託いたします。

令和2年第1回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

◎総務常任委員会

議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて

議案第 2号 牛久市議会の議決すべき事件に関する条例について

議案第 3号 牛久市まち・ひと・しごと創生推進会議設置条例について

議案第 8号 牛久市公共事業再評価委員会設置条例について

議案第 9号 牛久市公共施設等総合管理基金条例について

議案第10号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例について

議案第12号 牛久市印鑑条例の一部を改正する条例について

議案第13号 牛久市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

議案第14号 牛久市財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について

議案第18号 牛久市職員退職手当基金条例を廃止する条例について

議案第19号 牛久市国際交流基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例につ

いて

- 議案第24号 令和元年度牛久市一般会計補正予算（第9号）
別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ

◎教育民生常任委員会

- 議案第4号 牛久市社会福祉法人設立認可等審査委員会設置条例について
議案第5号 牛久市高齢者保健福祉計画策定委員会設置条例について
議案第6号 牛久市地域包括支援センター運営協議会設置条例について
議案第7号 牛久市地域密着型サービス運営協議会設置条例について
議案第11号 牛久市立学校設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
議案第15号 牛久市地域福祉基金条例の一部を改正する条例について
議案第17号 牛久市公園条例の一部を改正する条例について
議案第20号 牛久市健康管理基金条例を廃止する条例について
議案第24号 令和元年度牛久市一般会計補正予算（第9号）
別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ
議案第25号 令和元年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
議案第34号 物品購入契約の締結について
意見書案第1号 児童虐待防止対策の推進を求める意見書の提出について

◎産業建設常任委員会

- 議案第16号 牛久市営住宅条例の一部を改正する条例について
議案第21号 牛久市商工業振興基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例について
議案第22号 牛久市農山漁村ふるさと事業基金条例を廃止する条例について
議案第23号 牛久市小規模水道事業給水条例を廃止する条例について
議案第24号 令和元年度牛久市一般会計補正予算（第9号）
別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ
議案第26号 令和元年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
議案第33号 牛久市道路線の認定について

令和元年度牛久市一般会計補正予算（第9号）各常任委員会付託事項

歳入予算補正

款	項	目		
		総務常任委員会	教育民生常任委員会	産業建設常任委員会
9 地方特例交付金	1 地方特例交付金	1 地方特例交付金		
10 地方交付税	1 地方交付税	1 地方交付税		
13 使用料及び手数料	1 使用料			4 土木使用料
14 国庫支出金	1 国庫負担金		1 民生費国庫負担金	
	2 国庫補助金	1 総務費国庫補助金	2 民生費国庫補助金 6 教育費国庫補助金	3 衛生費国庫補助金 5 土木費国庫補助金 7 農林水産業費国庫補助金
	3 委託金	1 総務費委託金		
15 県支出金	1 県負担金		1 民生費県負担金	
	2 県補助金		6 教育費県補助金	3 衛生費県補助金 4 農林水産業費県補助金 5 土木費県補助金
18 繰入金	2 基金繰入金	1 財政調整基金繰入金 8 減債基金繰入金 9 職員退職手当基金繰入金		
20 諸収入	4 雑入	4 雑入	4 雑入	4 雑入
21 市債	1 市債	1 総務債 2 衛生債 3 土木債 5 教育債 6 臨時財政対策債		

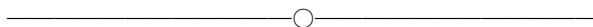
歳出予算補正

総務常任委員会	教育民生常任委員会	産業建設常任委員会
(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費 (目) 1. 一般管理費 (目) 2. 文書費 (目) 6. 財産管理費 (目) 18. 諸費 (項) 2. 徴税費 (目) 1. 税務総務費 (項) 3. 戸籍住民基本台帳費 (目) 1. 戸籍住民基本台帳費 (項) 4. 選挙費 (目) 3. 参議院議員選挙 (目) 4. 牛久市長選挙 (款) 9. 消防費 (項) 1. 消防費 (目) 2. 非常備消防費 (目) 3. 消防施設費 (目) 4. 防災対策費 (款) 12. 公債費 (項) 1. 公債費 (目) 1. 元金	(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費 (目) 12. 国民健康保険事業費 (項) 2. 児童福祉費 (目) 1. 児童福祉総務費 (目) 2. 児童措置費 (目) 3. 保育園費 (款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費 (目) 2. 予防費 (目) 3. 母子衛生費 (款) 10. 教育費 (項) 1. 教育総務費 (目) 2. 事務局費 (項) 2. 小学校費 (目) 1. 学校管理費 (目) 2. 教育振興費 (項) 3. 中学校費 (目) 1. 学校管理費 (目) 2. 教育振興費 (目) 3. 学校建設費 (項) 5. 社会教育費 (目) 1. 社会教育総務費	(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費 (目) 6. 総務管理費 (款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費 (目) 4. 環境衛生費 (目) 6. 雑草除去費 (款) 6. 農林水産業費 (項) 1. 農業費 (目) 3. 農業振興費 (項) 2. 林業費 (目) 1. 林業振興費 (款) 7. 商工費 (項) 1. 商工費 (目) 2. 商工業振興費 (款) 8. 土木費 (項) 1. 土木管理費 (目) 2. 建築指導費 (項) 2. 道路橋梁費 (目) 2. 道路維持費 (目) 3. 道路新設改良費 (目) 4. 排水路整備費

各款における職員給与関係経費に関する事項	(目) 2. 生涯学習センター費 (項) 6. 保健体育費 (目) 1. 保健体育総務費	(項) 3. 河川費 (目) 1. 準用河川費 (項) 4. 都市計画費 (目) 1. 都市計画総務費 (目) 2. 公共下水道費 (目) 3. 公園費 (目) 6. 駅周辺整備費 (項) 5. 住宅費 (目) 1. 住宅管理費
----------------------	--	--

○議長（石原幸雄君） つきましては、各所管委員会において受託案件を審査終了の上、来る23日の本会議に審査の経過及び結果を報告されるようお願いをいたします。

次に、日程第37、休会の件を議題といたします。



休会の件

○議長（石原幸雄君） お諮りいたします。委員会審査及び議事整理のため、あす7日から22日までの16日間を休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 御異議なしと認めます。よって、あす7日から22日までの16日間を休会とすることに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後0時22分散会